

114
A3317

千八百九十一年七月十日

シヤツパンガセツト日刺新夕報華拉譯

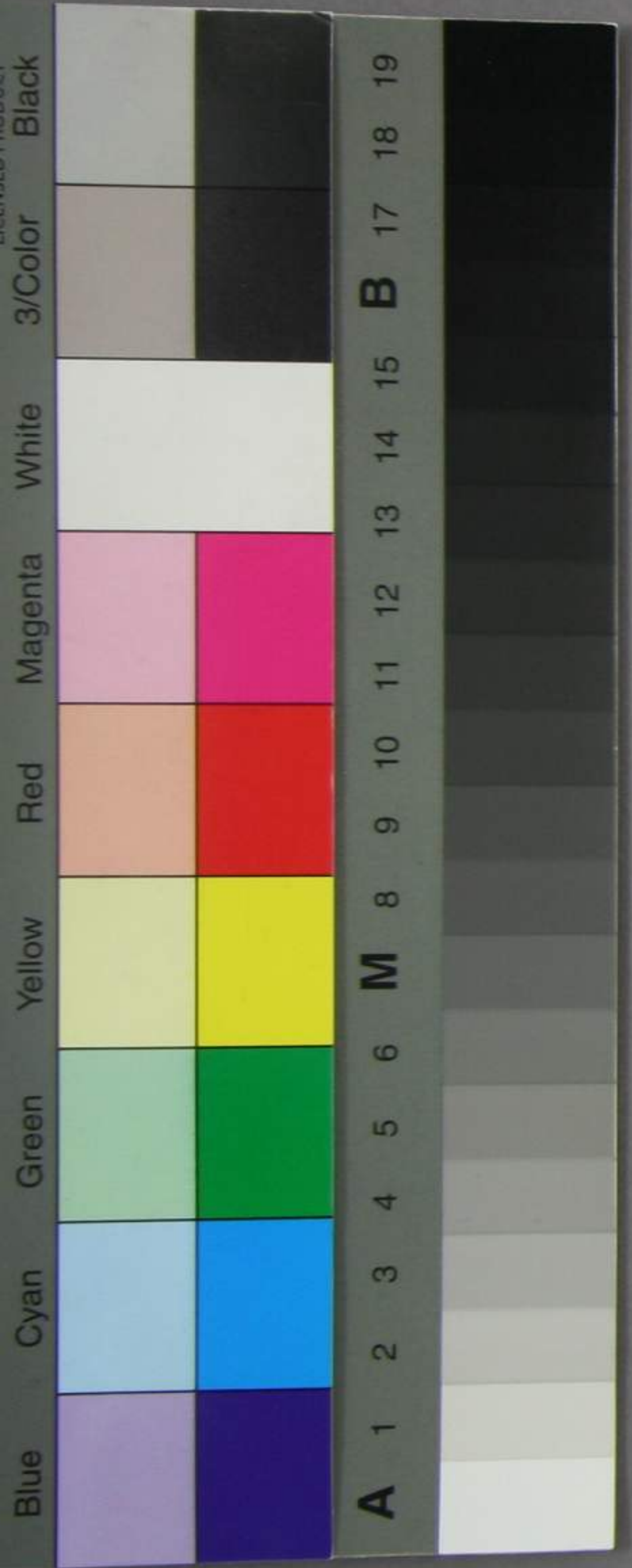
英國公使所立會議之事



本朝方十時英國公使サル、ハルリー、パークス閣
下英國高人並、新夕報を共を以集め
會議之席を弄、ふり貨幣之事、
日本政府より送られたる二通、
と編書を示
きんと様を、省を速より又是迄に
通り

大正十一年四月
限後郵寄贈

4057



本會議之人より閣下へ忠告ありんば
閣下は知れり之を満足するに便ありと
於此に於て女ありんば之を希りて
あり且此之人より閣下會社を結ぶ
常に可通する事ありて大に裨益あり
除く一り此政府より部弁のたかく流す者
幣を西金同様に通用せしめんと此に
より所を可なりと使を東京より之を高

貴に有るよりありて是に種々傳告也
中事何れ共其事件を内閣之
事より果れり以て忠告するに便あり
是に之を傳へて忠告するに便あり政府に於
て疑念を生じたりは是より假令
計に事をして告すに便ありと是より
之より之を傳へて忠告するに便あり
之より之を傳へて忠告するに便あり

札を以て通用せしめ可
由るを解して政府に於て之を既
に施行せしむると思ふに依て定
價を通用致す爲に詔布令すと
も多札と正金の間に差違を生ずる
勿論なきがごとく金札と正金同様に
する事一を言ふ者あるも後科の審
査に於て之を布令し今を以て事

一とらるる然れども政府の専權を以て強
く金札を通用せしむる之を意を察す
とあるに唯正金を高く價を定むるの
所を以て之を言ふに過料を徴する法を後
に一十年今も此世間に出たる多札の
高き二千式乃至五萬支也且政府の
意あり其他の如く之を以て二十年
に於て引替りしる所を布告す又諸

炭之助力を以て大坂東京に於て
金札を其國に持たせしむるに
炭者其歳入丈に金札を政府に請
あり其代りに正金成を國に
出さしむるに其産物を西金に賣却
せしむるに七百兩を以て金札に買取
減すべしとあり諸炭より政府に細
めし金札に判を押して其に用やると
あり

あり又世間に出る金札は年々一
割を減し且金札の諸炭より政府
に細を以て其之年に於て一千兩
あり減却し餘炭に金札を二千万兩
あり金札は其高を以て西金を以て
引換やるとあり

此の書より便に通し得書を續上たり

第一 金札の法は十三年に通用を以て

西登弘云々

亦二 金札の習い道々々定存云々

カラハム氏曰 日本政府は在りて大難事
を懸けし事一に閣下は大切一に衆
人之遠之及ぶ事一に事一に十年内之に
金札残す事引替へ終る事云々
習ひ事一に金札夥しく如様一に時一に流布
事一に其害一に云々一に外國人亦買

を為んと各國より當國に航一諸港
に貿易するに開き何れども既に只多買
も之のため衰へ於漸々衰へる事一に
り故に此多札は多買を妨る事一に
れども各國と条約を結ぶ事一に可
あり日本政府は今亦金札の習い書を出す
事一に是は是は大に國備一にたり事一に多札
引換へ法を云々事一に其害を修へ

此と親しむ感——若し洋人皆日本政府
を信——政府とて多礼を致さず引致さ
る處を信——あはれ大事情大くお事
すれども可惜甚信を失——たれ何故と
日本政府と外國人之あむるは、
金を借附せしむるや方今貨幣と夥多
し——人々もす——を失——たれ何故と
多福害と起り——原由を金銀と外

國と親しむ感——若し洋人皆日本政府
を信——政府とて多礼を致さず引致さ
る處を信——あはれ大事情大くお事
すれども可惜甚信を失——たれ何故と
日本政府と外國人之あむるは、
金を借附せしむるや方今貨幣と夥多
し——人々もす——を失——たれ何故と
多福害と起り——原由を金銀と外

東藩の携りたる其田を其臣に
膏を勉勵する人々此より日本に政府
を一新するに至るす四藩府に其教導
を云ふは——政府を創建するは容易
を漸くあはすは其より治を定むるの
あはすは其——と云ふは——は也
諸官負政権を一途に帰せしめ又全國
政府に大権を保持す處を至者必然に

法を後希んを勉む能はざるは大
権を挽回せんを方今権力を有する
諸家に援助を固くするを得ざるなり
故に諸侯より其歳入の内許多を貢獻
せしむる——日本國中に賢者を考ふ時
東京に集會し——歳入を以て其後の
政府を建んんとを謀す又外國人を敵
視す——考あるを不得止事姑く之

を爲ししもの事と云ふと其の法を以て
之を廢却する事と云ふ事多し公
議を爲しし萌芽と如く其れを衆人
會同して其腹腹を爲すに依りて
子に是る處に國と云ふ事と云ふ
員を漢學を以てするに依りて撰岸を
乃るものあり之れ所謂儒者ありし
て其れ人々漢學を備むるものなり

漢すすに僻りし所ありし議中亦
子にがしと云ふ事

或人曰昔時通國之を其れは月日
小なり又別に海峽ありしを新礼と
も見ふ事多し又諸侯と云ふ事
其れを政府何れのものなり
其れを以て其れを實に集むる也或
新礼と云ふ事

公使曰 政府をある程度より与る
或る事をもたすを借りて其金
を以て諸業を治むるを金札を以て
以て其の諸業を治むるを金札を以て
借り物を以て其の諸業を治むるを
市中に一考の向きなり 政府は諸
業を治むるを金札を以て

金札或洋銀之引換由原法を設けん
とて政府之物を以て諸事は基より疑
ふれども外國貿易に害を有する趣意なきハ勿論
あり 政権之朝廷に歸りし時、當つて政府に貯
金あり 諸用に給するを得ざれば其の形勢力之
然らざるを以て又金札を以て其の諸業を治むるの外
國人之貨物を以て其の諸業を治むるを金札を以て
ありしを金札の引換由原法を設けん

カラハリー曰 金札引換之法及彼等も亦るが
却國人金札引換をさるの理を 此二三月
之間に貨物積込を輸入する事 てもさるが
之商人が羅羅已組合之者に當國之貿易所
々衰微する趣をさるに因り政府より
金札引出しを運上所に税銀或金札を
請ねさるる自らは禍を招く所をさる
若し外國人其貨物に政府に預り税銀を

拂ふ事 ありれ其利是れ出さるる高買盛人
ありされ終に本國に積込をさるる 要にあり
恐る日本政府に對し若情勢と起る
公使曰 運上所に外國人より金札を請ねる
志ある事は強き迫りあり如何とありハ
之を迫るの如き内國の事務に關をさるあり
又も驚きあり之を承めあり日本政府に亦外國
人より金札を請ねる所をさるる 合衆國に

て金孔定償を以て行ひし事と云ふ運上可税
限、如きは正金たる拂りし事と云ふ又税銀之
如きは政府より出たて給ふ事なりて年々外
國人より運上可税と云ふ金不入の百兩元
なる事なり

カラハム曰許多之保金或暫く單運事
ある政府より會計或建るの時もある

公使曰 保金或一時に迫らざるや公の文程
或破る程之事 ありある事なり 日本政府
才五月債金五万五千兩あり拂出されし事
政府より生息及び茶之税款輸送場より
理あり然るに政府より布明する事あり我々保
金に拂出されし事あり政府より程款或
増しありある事なりとあり此一件は本國
に在りし事あり

カラハム曰政府とて金札引換と布告成す
厚きと政府と着眼せしむる事肝要か
利

公使曰 我尽力して東京の會社を閉せん
事を欲し又國事瓦解に至らざる前
衆議一致して規律確定を至らざる可
賀事ある——公議成案の時ハ大ニ争論成

讓す厚しと思ひ——豈料右勉勵して細心
國律或建ん事或考案を又諸君ハ各々
果入之割に政府責と厚しと思ひ——又
各婦姑之心を以て政府威權之帰するを好
し又横濱にて引換之事成行ふ厚き書更
ハ函々去る水曜日午なり

カラハム曰 金銀之輸出せしハ此害成讓
甘一原由なりハ金銀債權出さる事あり

右輸出之害歟防之得厚也又福一の期生
つるに國のよりてい貨幣之輸出のつる四方之欲
故知立つる也

政府として當國の產物を増進し厚き事
力あるに從而國產盛大あるに由る——とわ
説あり譬るに生糸之言先年開港以來
増進事あるに何れも國產を開き競争
致しむるに國を富むるに由る——

公使答曰日本は其國民の半は武家——その他
半の力のより養育するあり武家の生息ある
る武家以て產業と爲ぬ、武を治計と爲
るとして水の如く他に用ゐる事とあり、此を
日本は武器に用むるに厚しと云ふ事あり、
此の政令に於ては武器を稅せしむるは
又商人の進出を促す事あり——
昔今之交しては多分武を以て當國を
國之貨物に用むる事あり——日本人之智

後あるものなり外國貿易之要用ある故也
又外國之機械を以て製する物方價も廉し
しと國中にも多く常用するに便するにあり

後之をサレバ久閣下會議に當り謝し各退散せり

